

2019年度計画相談モニタリング標準期間早見表

※この期間はあくまで基準であり状況により市町村等と調整

対象者		旧基準	2019年度～
新規サービス利用者		1月間	1月間 *利用開始から3月のみ
在宅の 障害福祉サ ービス	集中的な支援が必要な者	1月間	1月間
	「平成30年度からの新サービス」 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	3月間	3月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所 就労移行支援、自立訓練	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 (日中サービス支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援	6月間	6月間 65歳以上で、介護保険のケアマネジメントを 受けていない者は3月間
障害者支援施設、療養介護入所者、 重度障害者等包括支援		1年間	6月間

(サービス利用支援1458単位、継続サービス利用支援1207単位)

※ 旧単価

(サービス利用支援1611単位、継続サービス利用支援1310単位)